

令和5年度 第11回農業委員会総会 (6. 1. 19)  
開 会 午後2時00分 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第11回農業委員会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ  
せんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 15番 高橋委員、1番 竹内委員にお願いします。

**第1号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

---

議 長～ 1番 申 請 者  
2番 申 請 者  
3番 申 請 者  
4番 申 請 者  
5番 申 請 者  
6番 申 請 者  
7番 申 請 者  
8番 申 請 者

以上8件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番から8番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのため  
の証明発行の依頼によるものでございます。  
現地調査につきましては、1月15日午前に12番浅見委員、7番森田委員及び事  
務局、同日午後に2番中村委員、5番尾崎委員及び事務局とで行っております。  
なお、1番と2番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

1番

2番

現地案内図は、1ページ、1番及び2番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、きちんと耕作されており問題ございません。

事 務 局～ 3番

現地案内図は、2ページ、3番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、サトイモ、ブロッコリーが作付けされていまして。問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、3ページ、4番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、クリ、ミカン、プラム、ブルーベリーが作付けされていまして。畑も綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、4ページ、5番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、サトイモ、ナシ、クリが作付けされていまして。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、5ページ、6番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、ブルーベリー、サトイモが作付けされていまして。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、6ページ、7番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ハウレンソウ、ナノハナ、カラシナ、ブロッコリーが作付けされていまして。問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、7ページ、8番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、ハウレンソウが作付けされていまして。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、以上8件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。  
以上が今月の議案でございます。  
次に、12月11日から1月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

### 専決処理規程による会長専決の報告について

#### 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 9番 申請者  
10番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

10番

現地案内図は、9ページ及び10ページ、10番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を12月25日及び1月9日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。  
全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

#### 第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 11番 申請者  
12番 申請者  
13番 申請者

以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付させていただきました。

11番

現地案内図は、11ページ、11番です。

転用目的は公衆用道路です。現況は公衆用道路でございます。

12番

現地案内図は、12ページ、12番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

13番

現地案内図は、13ページ、13番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月9日及び1月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

### **第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)**

議 長～ 14番 譲受人  
譲渡人  
15番 譲受人  
譲渡人

以上2件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

14番

現地案内図は14ページ、14番です。

転用目的は共同住宅、事務所、駐車場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は15ページ、15番です。

転用目的は敷地拡張で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を12月25日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

### 生産緑地の取得あっせんについて

---

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

16番  
現地案内図は、16ページ、16番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。  
以上でございます。

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。